

地下貯蔵タンクを所有する設置者の方へ

【既設の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策等について】

【概要】

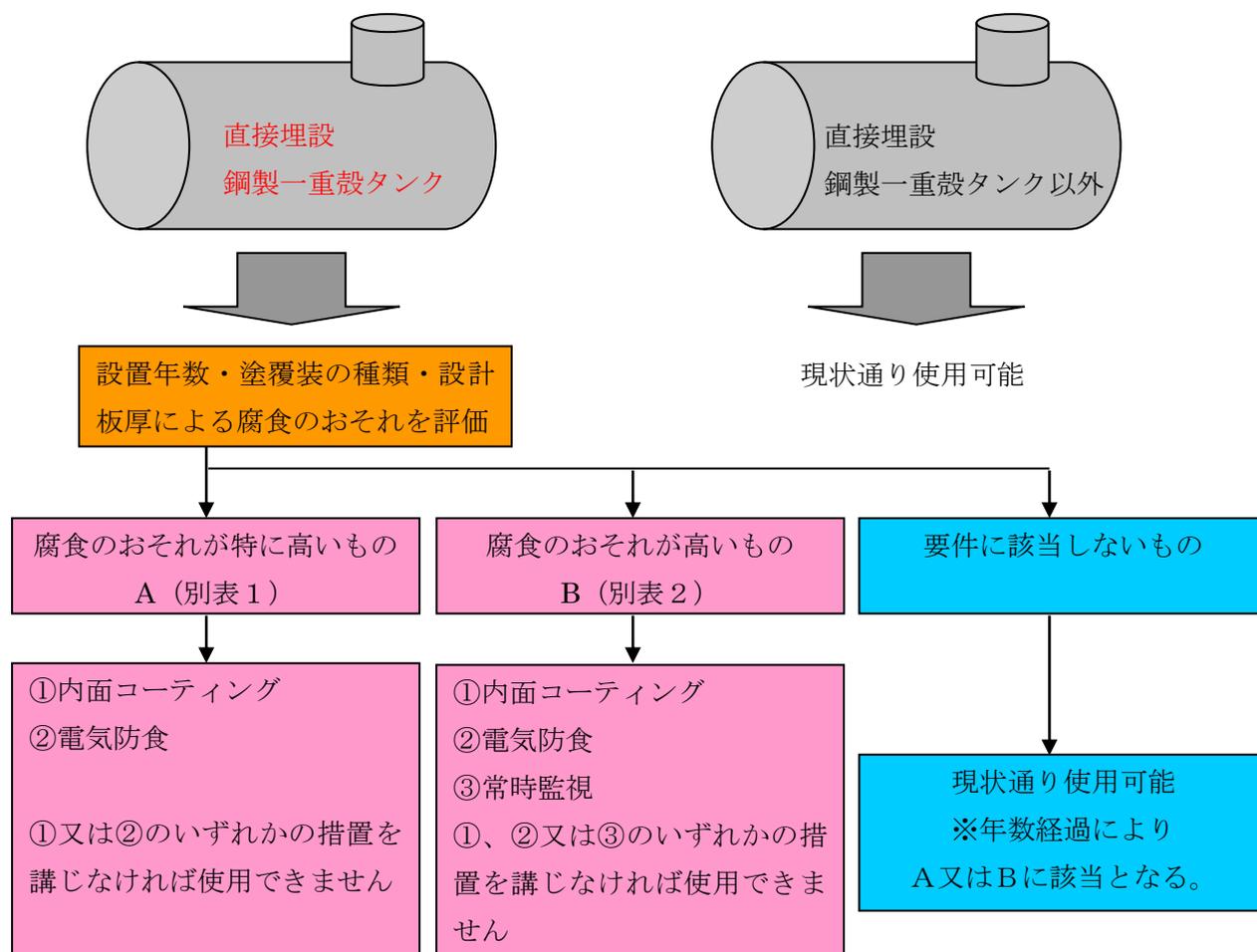
近年、危険物施設における地下貯蔵タンク及び地下埋設配管からの腐食等劣化による流出事故が増加し、危険物の流出拡散による火災危険及び土壌汚染等が懸念されております。

このような状況をふまえ、危険物の流出事故を防止するため、危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成 22 年総務省令第 71 号）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（平成 22 年総務省令告示第 246 号）がそれぞれ公布され、平成 23 年 2 月 1 日から施行されました。

今回の改正は、製造所等の地盤面下に直接埋設された鋼製一重殻の地下タンクのうち設置年数、塗覆装の種類及び設計板厚が一定の要件に該当するものを「腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク」、「腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク」として区分し、その区分に応じて、タンクの内面の腐食を防止するためのコーティング等の措置を講ずることを主な内容とするものです。

※設置年数とは、地下タンク設置時の完成検査済証の交付日からの経過年数を指します。

※設計板厚とは、地下タンク設置時のタンク本体の板厚を指します。



【地下貯蔵タンクの設置年数、塗覆装の種類及び設計板厚の要件】

地下貯蔵タンクの流出事故防止対策を講ずる必要があるタンクは、地盤面下に直接埋設された鋼製一重殻タンクのうち、次のとおりです。

腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク（別表1）

設置年数	タンク外面の被覆装の種類	設計板厚
50年以上	アスファルト	全ての設計板厚
	モルタル	8.0 mm 未満
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	6.0 mm 未満
	強化プラスチック	4.5 mm 未満
40年以上 50年未満	アスファルト	4.5 mm 未満
【措置】内面コーティング又は電気防食		

腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク（別表2）

設置年数	タンク外面の塗覆装の種類	設計板厚
50年以上	モルタル	8.0 mm 以上
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	6.0 mm 以上
	強化プラスチック	4.5 mm 以上 12.0 mm 未満
40年以上 50年未満	アスファルト	4.5 mm 以上
	モルタル	6.0 mm 未満
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	4.5 mm 未満
	強化プラスチック	4.5 mm 未満
30年以上 40年未満	アスファルト	6.0 mm 未満
	モルタル	4.5 mm 未満
20年以上 30年未満	アスファルト	4.5 mm 未満
【措置】内面コーティング若しくは電気防食又は危険物の漏れを検知することができる常時監視装置の設置（注）		
（注）例えば、高い精度でタンクの液面を管理することができる高精度液面計など。		

【注意事項】

地下貯蔵タンクの仕様及び設置年数に応じて腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク等の判定を行うことから、**改正省令及び改正告示が施行された後も、地下貯蔵タンクの設置年数の経過に伴い、ある時点から腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク等の要件に該当することとなる場合があります、その時点で内面の腐食を防止するためのコーティング等の措置を講ずる義務が生じます。**

したがって、危険物施設で地下貯蔵タンクを所有している設置者の方は、当該タンクの仕様、設置年数、使用予定年数等を踏まえ、この点も念頭に置いた適切な措置を講ずるようお願いいたします。

また、内面コーティングを施工する際に、タンクの状態を調べますが、その結果、タンクの腐食が著しく進んでいる場合等、消防法令の基準に適合しない場合は、内面コーティングの施工ができないだけでなく、タンクの使用もできなくなります。

【休止している地下貯蔵タンクについて】

腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク等で、次に示す「休止の条件」を満たしている場合、休止の間は内面コーティング等の措置を講じなくてもよいとされています。(注1)

また、休止している地下貯蔵タンクで、同様に休止の条件を満たしている場合、定期点検のひとつである「漏れの点検」の期間を延長することができます。(注2)

《休止の条件》 ※休止の条件を満たしているか消防職員が現場確認します。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○危険物が清掃等により完全に除去されていること。○注入口や配管内に危険物誤って流入しないように閉止板を設けるなどの措置が講じられていること。○注入口付近及び危険物施設の掲示板付近に休止中と表示した標識が掲示されていること。 |
|---|

(注1) 休止を条件として内面コーティング等の措置を講じないこととする場合は、休止の届出と併せて休止の間、内面コーティング等の措置を講じないことを市町村長等が認めた場合に限りです。なお、この場合、再開する日の前日までに内面コーティング等の措置を完了しなければなりません。

(注2) 休止を条件として漏れの点検の期間を延長する場合は、休止の届出と併せて漏れの点検期間延長の申請が必要となります。

【経過措置】

「腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク」及び「腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク」に係る流出防止対策については、平成25年1月31日までの間は、なお従前の例によることとされています。